

# 第1章 計画の目的及び位置付け

## 1. 計画策定の背景と目的

これまでの我が国の住宅政策は、住宅建設計画法に基づき5年毎の住宅の供給量を定め、公営住宅、公団住宅など、公的住宅の直接供給を中心として、住宅の「量」の確保や居住水準の向上を図ってきました。しかし、住宅ストックの量的充足や少子高齢化、人口減少社会の到来といった著しい社会経済情勢の変化に伴い、平成18年に「住生活基本法」が示され、今後の住宅政策の方向性として市場・ストックを重視し、住宅の「量」の確保を図る政策から、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、住宅のみならず周辺的生活環境も含めた国民の住生活の「質」の向上を図る政策への本格的な転換が図られました。

千葉県においても、法に基づき示された住生活基本計画（全国計画）を踏まえて「千葉県住生活基本計画」が平成19年3月に策定されました。

本市では、JR3駅周辺の市街地と内陸部の住宅地という広域かつ分散型の市街地を形成しており、現在、人口30万人を目指し、市の顔づくりとなる五井駅周辺での都市交流拠点の形成や、日常生活の拠点である地域核の活性化、人々にやすらぎを与える豊かな自然や観光資源の活用など、地域の特性を考慮したまちづくりを進めています。

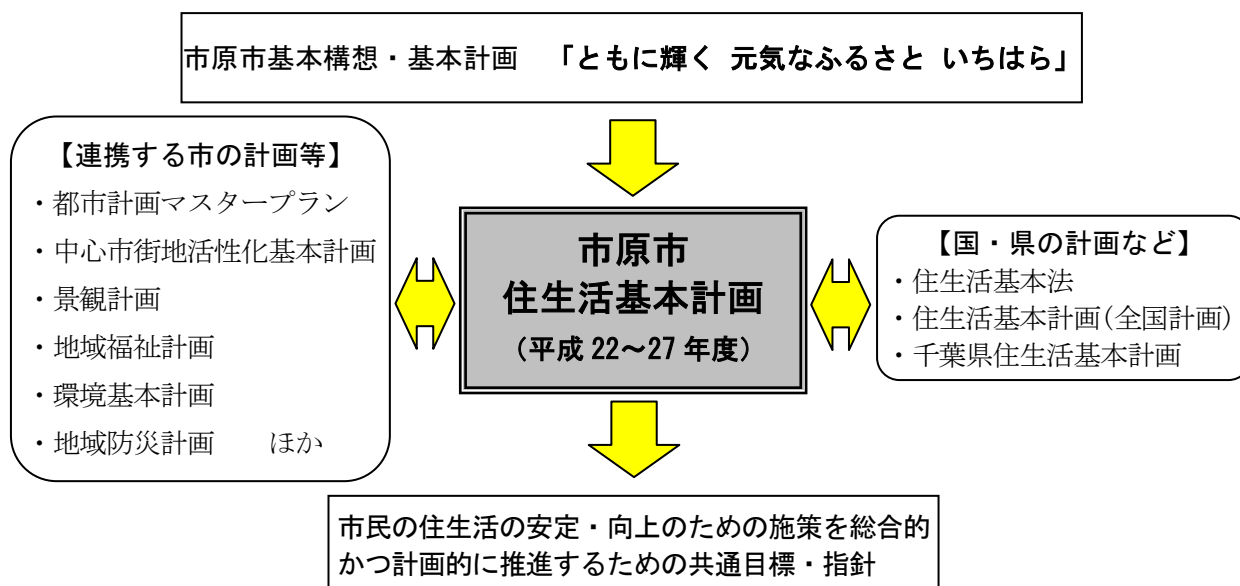
住宅を取り巻く環境は地域によって様々であり、その地域に相応しい住生活の質の向上や地域特性に応じた改善策は、国、県の住宅政策で完結するものではなく、本市においても積極的かつ主体的に取り組む必要があります。

このため、本市では住生活基本法の趣旨、国、県の住宅施策の方針や社会情勢の変化を踏まえ、まちづくりや福祉などの関連施策と連携し、市民、関係する事業者、行政が様々な分野で協働し、本市の地域特性に相応しい住宅施策を推進するため、「市原市住生活基本計画」を策定することとしました。

## 2. 計画の位置付け

改訂市原市総合計画の都市像「ともに輝く 元気なふるさと いちはら」の実現を図るため、住宅・住環境施策を具体化するための部門計画として位置付けます。

また、都市計画マスタープラン、中心市街地活性化基本計画、景観計画、地域福祉計画、環境基本計画、地域防災計画、その他関連した計画等と連携した、市の住宅施策の指針となるものとします。



## 3. 計画の期間

改訂市原市総合計画、住生活基本計画（全国計画）、千葉県住生活基本計画を踏まえ、計画期間は平成 22 年度から平成 27 年度とします。

なお、計画の実現を図るうえで、社会情勢の変化を考慮して必要に応じて見直しを行うこととします。